

確認検査業務手数料規程

株式会社 J 建築検査センター

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社J建築検査センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、(株)J建築検査センター(以下「J」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第17条(第24条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
 - (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
 - (3) 主要な用途が住居系(長屋、共同住宅、寄宿舎)で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
 - (4) 主要な用途が住居系以外の建築物
別表1の4に掲げるとおり
- 2 確認申請に係わる建築計画において、次の各号に掲げる設計方法等による場合の手数料額は、当該各号の別表に掲げる額を第1項の規定による手数料の額に加算した額とする。
- (1) 構造計算(ルート2基準、限界耐力計算を除く)の審査を要する場合の手数料の額は別表1の6-1
 - (2) 構造計算上の別棟の審査を要する場合の手数料の額は別表1の6-2
 - (3) 限界耐力計算(免震)等の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-3
 - (4) 特定天井等の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-4
 - (5) ルート2基準の審査を要する場合の手数料額は別表1の6-5
 - (6) 増築・用途変更等の場合で、既存部分に審査が遡及される場合の手数料額は別表1の7
 - (7) 性能規定等の審査を要する場合の手数料額は別表1の8
 - (8) 天空率の審査を要する場合の手数料額は別表1の9
 - (9) バリアフリー法等の審査及びエレベーター併願の場合の手数料は別表1の10
- 3 第1項の規定により適用する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を建築(次(3)号に掲げる場合を除く。)する場合は当該建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合は前号と同じ
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合は当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積
- 4 第2項の規定により適用する別表1の8の対象床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分により、当該各号に定める面積について算定する。
- (1) 建築物を新築する場合(次(2)号及び(3)号に掲げる場合を除く。)は、当該検証法により設計を行った対象部分の面積の合計
 - (2) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画変更に係る直前の確認をJ以外から受けている場合は、当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計
 - (3) 建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画変更に係る直前の確認

をJから受けている場合は、当該検証法により設計を行った計画変更対象部分の床面積の合計の二分の一

- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合、当該修繕、模様替え又は変更に係る部分で当該検証法により設計を行った対象部分の床面積の合計

(検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定手数料)

第3条 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定に係る申請手数料の額は別表1の12に定める額とする。

(建築設備に関する確認の申請手数料)

第4条 業務規程第17条に規定する建築設備に関する確認申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表2の1に定める額とする。

(工作物に関する確認の申請手数料)

第5条 業務規程第17条に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一つの工作物につき、別表2の2に定める額とする。

(建築物に関する中間検査の申請手数料)

第6条 業務規程第26条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件について、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住居系（長屋、共同住宅、寄宿舍）で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住居系以外の建築物
別表1の4に掲げるとおり

(建築設備に関する中間検査の申請手数料)

第7条 業務規程第26条に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について別表2の1に掲げるとおりとする。

(工作物に関する中間検査の申請手数料)

第8条 業務規程第26条に規定する工作物等関し、中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの工作物について別表2の2に掲げるとおりとする。

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第9条 業務規程第32条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 主要な用途が一戸建ての住宅で法第6条の4による確認の特例建築物
別表1の1に掲げるとおり
- (2) 主要な用途が一戸建ての住宅で前号に掲げる建築物以外
別表1の2に掲げるとおり
- (3) 主要な用途が住居系（長屋、共同住宅、寄宿舍）で前各号の建築物以外
別表1の3に掲げるとおり
- (4) 主要な用途が住居系以外の建築物

別表1の4に掲げるとおり

- 2 申請に係る建築物について確認を受けた計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における書類の審査の手数料の額は、別表1の14に掲げるとおりとする。
- 3 建築物省エネ法に係る適合義務のある建築物の完了検査の場合の手数料額は、別表1の13に規定による手数料の額に加算した額とする。

(建築設備に関する完了検査の申請手数料)

第10条 業務規程第32条に規定する建築設備に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の建築設備につき、別表2の1に掲げるとおりとする。

(工作物に関する完了検査の申請手数料)

第11条 業務規程第32条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一の工作物につき、別表2の2に掲げるとおりとする。

(検査に係る出張費)

第12条 中間検査、仮使用認定検査、完了検査のために確認検査員等の職員が出張する場合は、各検査手数料の額に、別表1の11に掲げる額を加算する。出張費について必要な事項は確認検査業務出張費規程に定める。

(電子申請手続きを行う場合の手数料)

第13条 第2条から前条までの申請に関して、電子署名を利用した電子申請を行う場合は、別表3に掲げるとおりとする。西日本地域に関する電子申請は次条に掲げるものとする。

(西日本地域に関する手数料)

第14条 Jは、次の各号に全て該当する場合、第2条及び第3条、第6条、第9条、第12条中「別表1」とあるのは、「別表4」と読み替えるものとする。

- (1) 申請地が愛知県以西（愛知県、岐阜県、富山県以西）の場合
- (2) 申請代理者が愛知県以西に所在を置く代理者の場合
- (3) 大阪支店に申請する場合（紙申請、電子申請含む）

(手数料の減額)

第15条 Jは、次の各号のいずれかに該当する場合、5%～30%の範囲で減額することができる。複数の項目に該当する場合であっても減額の加算は行わない。

- (1) 建築基準法第6条の4第1項第一号の建築物を申請する場合
- (2) 建築基準法第6条の4第1項第二号の建築物を申請する場合
- (3) 年間において一戸建ての住宅を30棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (4) 年間において(3)以外の住宅を10棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (5) 年間において住宅以外の建築物、建築設備又は工作物を10棟以上継続して申請する見込みがある場合
- (6) 販売促進を目的に期間及び地域を定め一時的に手数料の減額を行う場合。
(実施日の1ヵ月前には社内に掲示及びホームページに掲載する。)
- (7) 同類の仕様の建築物を複数申請する等、確認検査業務が合理的に実施できる場合

制定：平成18年6月20日

改定：平成21年3月16日
改定：平成22年6月7日
改定：平成24年6月1日
改定：平成27年6月1日
改定：平成28年12月26日
改定：平成29年5月10日
改定：平成30年4月10日
改定：令和3年1月4日
改定：令和3年4月1日